議 員 協 議 会

令和７年８月29日
委　員　会　室

１　開　会

２　第 109回市議会９月定例会の運営等について

⑴　議会運営委員会委員長報告

⑵　その他

３　その他

令和７年８月29日

議 員 各 位

議会運営委員長

令和７年８月22日議会運営委員会の概要について（報告）

去る８月22日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださるようお願い申し上げます。

記

１　協議事項

⑴　第 109回９月定例会の運営等について

定例会の日程等について

ア　日　程

８月29日（金）午前９時30分から　議員協議会

午前10時00分から　本会議（第１日）

（本会議終了後、資料請求調整会）

９月１日（月）正午　議案質疑通告締切

決算審査意見書に対する質疑締切

４日（木）午前10時00分から　本会議（第２日）

（本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答）

（上記終了後、決算特別委員会質疑調整会）

５日（金）午前９時30分から　文教民生常任委員会

８日（月）午前９時30分から　総務産業常任委員会

９日（火）午前９時30分から　予算常任委員会

終了後　決算特別委員会

10日（水）午前９時30分から　決算特別委員会

11日（木）午前９時30分から　決算特別委員会

12日（金）　委員会予備日

一般質問通告締切

17日（水）正午　討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後１時30分から議会運営委員会を開催）

22日（月）午前９時30分から　議員協議会

午前10時00分から　本会議（第３日）

24日（水）午前10時00分から　本会議（第４日）

25日（木）　予備日

26日（金）午前９時30分から　議会運営委員会

イ　会　期

８月29日（金）から９月25日（木）までの28日間

⑵　議会選出の監査委員について

改選後の議選監査委員の取扱い

➡これまでどおり継続して選任する。ただし、監査の実効性を高めるためのシステムや人選の仕方については、定例会終了後の議運で、改めて協議する。

≪議選監査の是非についての意見≫

・地方議会の役割である、行政の監視・公正な自治を守るということの片方を担う議選監査委員制度は必要である。

・専門の士業を置くより、行政監査という点からは議選の監査委員が必要ではないか。

・議員が監査をし、そこで課題や問題になったことを可能な範囲で議会にフィードバックするということが必要であり、そのことを今後も続けていくという方向性を持ったうえで残すべき。ただ、現状ではまだまだ不十分であるので引き続き努力が必要である。

・理屈・理念は分かるが、実際のところ現実的でないので不要である。

・議選監査委員制度自体は大切な制度で、理屈・理念も実現不可能ではないと思うが、現状行政監査は行っていないし、監査と監視の違いを誤認した存置理由には疑問があるところである。士業と議選の組合せならまだしも、現状の組合せなら議選監査を置く必要はないのではないか。

など、賛否両論の中、継続多数➢継続して選任

➢どういう形で行政監査をやったらいいのか。どのような取組にすれば、どんなやり方をすればいいのか

≪今後の対応案：参考≫

・監査から議会へのフィードバックのほか議員協議会等で対象事業を協議し、その事業について、あくまでも２人の監査委員合意の下で行政監査を行うような方法はどうか。

・議選監査委員の仕事とは何なのか、また、議選監査委員を選ぶ際の基準が不明であるので、　監査委員として選ばれるべき者が選ばれるようにすべきではないか。

などの意見があり➢冒頭のとおり定例会後の議運で改めて協議する。

⑶　議会基本条例の検証について

別添「議会基本条例の検証で抽出した重点課題の改善・対応策」のとおり

①「議案審査・事務調査は充実し、その機能を十分に発揮できたか。政策等の立案、提言、その他能動的な活動に努めたか。議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか」

➡自分の意見をしっかり持つための努力を怠らない。

➡委員長が議論を促す采配を行うことが重要となる。

➡所管事務調査・事務事業評価や委員会での提言事項の進ちょく確認を行う。

②「市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ったか」

➡基本は議員個々の心がけ以外にはない。

③「市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ったか。市民と意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かせたか」に

➡目的意識を持ち政策提言につなげること。

➡テーマは身近なものにする。

➡役員会の前後での開催はできる限り避ける。

⑷　議会ＤＸ調査小委員会からの報告

結論の記載方法を分かりやすく記載するようにとの指示受け修正

➡「ＤＸの導入は積極的に推進すべきものと考えるが、理事者との十分な連携も必要であり、本小委員会としては導入を見送る。」

※今回、予算を伴うシステムなどの導入の検討は見送るが、ペーパーレス化については、議案だけでなく配布物全般についての取扱いの検討のほか、報告書に記載のとおりＤＸは積極的に推進すべきであり、引き続き検討していくのが望ましいとの補足あり

議会基本条例の検証で抽出した重点課題の改善・対応策

①（委員会として）議案審査・事務調査は充実し、その機能を十分に発揮できたか。政策等の立案、提言、その他能動的な活動に努めたか。議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか。

・自分の意見をしっかり持つための努力を怠らない。
（会派の長が言っているからという理由でそれに従うのではなく、賛成するにせよ反対するにせよ、議案審査・事務調査を行う中で、何が市民のために大切であり、必要なのかという自分の意見をしっかり持って、是々非々の姿勢で臨むことが必要である。）

・委員長が議論を促す采配を行うことが重要となる。
（議案審査・事務調査において、委員長がここは議論すべきだと感じた場面で、委員それぞれの意見を積極的に聴取することにより、議論を深める努力をすることが必要である。）

・所管事務調査・事務事業評価や委員会での提言事項の進捗確認を行う。
（所管事務調査や事務事業評価での報告や、委員会において提言等を行った事項は、言って終わりにならないよう、市政にどれくらい反映されているのか定期的（半年スパンくらい）に進捗を確認することが必要である。）

②市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ったか。

・基本は議員個々の心がけ以外にはない。
（議事等において理事者がすべて正しいとは思わず、常に市民の立場で立って、是々非々の態度で監視及び評価を行うことが必要であり、職員が一生懸命やっているので、反対するのが悪いなどといった考え方は言語道断であり、自分自身の意見をしっかり持つことが重要である。この件はまだまだできてないという意見も多く、しっかりと実践していきたい。）

③市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ったか。市民と意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かせたか。

・目的意識を持ち政策提言につなげること。
（議会と語ろう会がマンネリ化しており話を聞くだけ、やって終わりで深められない状況が続いているので、それを打開するために常に目的意識を持つことが必要である。また通年開催で実施しており、各班バラバラな動きになりがちなので、今後は前半・後半に区切り、しっかりと熟議を重ねた班長会議等を行う中で、重要課題を抽出し、最終的に政策提言につながるように努める。）

・テーマは身近なものにする。
（「消滅可能性自治体からの脱却」などといった大きなテーマにすると、企業誘致や子育て施策といった漠然とした答えしか出ずに、政策提言につながりにくいので、

例えば「国保税の値上げ」「むすブンの病院からの帰りの予約」等、市民の皆さんにとって身近な課題を３点くらい用意して臨むことが必要である。また、その地区の課題を事前に調査して、意識して臨むこと。）

・役員会の前後での開催はできる限り避ける。

（役員会前後の開催にすると、役員さんしか参加されない可能性が高いので、できる限り別の日に設定するように努めることが必要である。なお、区長さんとの打ち合わせの中で、負担のかからない無理のない範囲で、女性会や子供会等への声掛けをお願いする。）

議事日程（第 109回西脇市議会定例会第１日）

令和７年８月29日
午 前 10時 開 会

日程	議案番号	件　　名	提出者
第１	－	会議録署名議員の指名について	－
第２	－	会期の決定について	－
第３	議案第44号	西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市　長
	議案第45号	西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第46号	西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第47号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第48号	令和７年度西脇市一般会計補正予算（第２号）	〃
	議案第49号	令和７年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	〃
	議案第50号	令和７年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第１号）	〃
	議案第51号	令和７年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第１号）	〃
第４	議案第52号	令和７年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第２号）	〃
	議案第53号	令和７年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計補正予算（第１号）	〃
	議案第54号	令和７年度西脇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃
第５	議案第55号	令和６年度西脇市一般会計歳入歳出決算の報告について	〃

第５	議案第56号	令和６年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について	市　長
	議案第57号	令和６年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第58号	令和６年度西脇市老人保健施設特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第59号	令和６年度西脇市公営墓地特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第60号	令和６年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第61号	令和６年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第62号	令和６年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第63号	令和６年度西脇市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第64号	令和６年度西脇市水道事業会計決算の報告について	〃
	議案第65号	令和６年度西脇市下水道事業会計決算の報告について	〃
	議案第66号	令和６年度西脇市病院事業会計決算の報告について	〃
第６	議案第67号	工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（１期工事））の変更について	〃
	議案第68号	工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（２期工事））の締結について	〃
第７	－	文教民生常任委員会の事務事業評価の結果報告について	文教民生常任委員長
	－	総務産業常任委員会の事務事業評価の結果報告について	総務産業常任委員長

西脇市議会議長　高　瀬　　洋

地方自治法の規定による出席者名簿（常時出席者）

（地方自治法第 121条の規定により説明のため西脇市議会に出席を求める者）

令和７年９月

職　　名	氏　　名
市　　長	片　山　象　三
副　市　長	藤　原　良　規
教　育　長	遠　藤　一　博
技　　監	小　倉　正　大
市長公室長	早　崎　育　子
都市経営部長	渡　辺　和　樹
総務部長	藤　井　隆　弘
福祉部長	村　井　真　紀
くらし安心部長	萩　原　靖　久
産業活力再生部長	戸　田　雅　人
建設水道部長	伊　藤　和　英
西脇病院事務局長	上　田　哲　也
教育管理部長	依　藤　嘉　久
教育創造部長	足　立　英　則

事　務　報　告

令和７年６月６日（第 108回西脇市議会定例会第１日）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

記

令和７年

６月６日	・議員協議会
	・第 108回西脇市議会定例会　第１日
７日	・西脇市花と緑の協会総会に正副議長ほか議員多数出席
10日	・西脇市中学生親善使節団結団式に議長出席
12日	・第 108回西脇市議会定例会　第２日
13日	・文教民生常任委員会
15日	・西脇市消防団実践操法大会に正副議長ほか議員多数出席
16日	・総務産業常任委員会
17日	・予算常任委員会
19日	・西脇市国際親善交流協会理事会に副議長出席
	・西脇市国際親善交流協会総会に正副議長出席
20日	・議会運営委員会
25日	・議員協議会
	・第 108回西脇市議会定例会　第３日
26日	・第 108回西脇市議会定例会　第４日
29日	・宍粟市制20周年記念式典に議長、局長出席
30日	・議会運営委員会
７月１日	・文教民生常任委員会
３日	・東播・淡路市議会議長会事務局長会（小野市）に局長出席
４日	・西脇市新規立地企業協議会総会に議長出席
５日	・議会報告会（黒田庄町黒田、北本町）
８日	・議員協議会
９日	・総務産業常任委員会
	・加古川改修促進期成同盟会総会（小野市）に議長出席
	・赤穂市議会議員行政視察来訪
10日	・東播・淡路市議会議長会定例会（高砂市）に正副議長、局長出席
11日	・愛知県小牧市議会行政視察来訪
12日	・議会報告会（羽安町、八坂町）

14日　・岡山県赤磐市議会行政視察来訪
16日　・兵庫県市議会議長会事務局長会（加古川）に局長出席
17日　・議会運営委員会
18日　・議会報告会（黒田庄町前坂、高田井町）
22日　・高校生議会ワークショップ①（西脇高等学校）
　　・議会報告会（坂本）
23日　・兵庫県市議会議長会総会（加古川市）に正副議長、局長出席
24日　・北播政経懇話会（三木市）に議長出席
25日　・全国大会出場者壮行会・報告会に議長出席
26日　・議会報告会（高嶋町、上丘町）
27日　・議会報告会（野中町、出会町）
28日　・高校生議会ワークショップ②（西脇工業高等学校）
　　・議会報告会（大木町）
29日　・議会報告会（大野）
30日　・総務産業常任委員会行政視察（京都府舞鶴市）
８月１日　・北播磨ハイランド・ふるさと街道整備促進期成同盟会総会（多可町）に議長、総務産業常任委員長出席
２日　・議会報告会（黒田庄町田高）
３日　・多可町制20周年記念式典に議長出席
　　・議会報告会（八日町）
４日　・兵庫県市議会議長会対県実行運動（神戸市）に議長、局長出席
５日　・文教民生常任委員会
　　・丹波市議会行政視察来訪
６日　・総務産業常任委員会
８日　・高校生議会
12日　・議員協議会
　　・議会報告会（新合山）
16日　・にしわき市・黒田庄夏まつりに議長ほか議員多数出席
18日　・香川県さぬき市議会行政視察来訪
19日　・加古川中流域整備促進期成同盟会総会、国道 427号・都市計画道路西脇上戸田線整備促進期成同盟会総会に議長、総務産業常任委員長出席
21日　・赤穂市議会行政視察来訪
　　・議会だよりモニター連絡会議
22日　・議会運営委員会
23日　・北海道富良野市表敬訪問に正副議長出席
　　・日本のへそ西脇夏まつりに議長ほか議員多数出席

24日　　・議会報告会（黒田庄町小苗）
25日　　・西脇市中学生親善使節団帰国報告会に議長出席
27日　　・第20回全国市議会議長会研究フォーラムin札幌
～28日　　（北海道札幌市）に正副議長、局長出席

令和6年度
事務事業評価報告書

令和7年9月

文教民生常任委員会

事務事業評価対象事業『「はればれ」教室事業』

1　事業の目的

不登校児童生徒の学校への復帰に向けた学習指導を行い、社会とのつながりの支援を行う。

2　計画の位置付け

第２次西脇市総合計画　基本構想・前期基本計画
第１章　未来を拓く次世代が育まれるまち
政　策　子どもを守る仕組みをつくる
施　策　いじめ対策を進めます

3　調査の目的

⑴　不登校児童生徒が増え続け、不登校の理由も多様化している（生活リズムの不調・家庭生活の変化）。支援体制は充実しているか。
⑵　安心して通える居場所は適正か（場所、施設の数、環境等）。

4　調査内容

⑴　不登校児童生徒の数、はればれ教室への登録者数、通級者数と理由
⑵　はればれ教室へ通えていない児童生徒への取組
⑶　はればれ教室の運営状況
⑷　先進地への視察

5　事業予算

608,000 円（指導者報償費、旅費、消耗費等）

6　調査

⑴　不登校児童生徒の数、はればれ教室への登録者数、通級者数と理由
令和６年度 116 人
「はればれ教室」登録者数　中学生11人・小学生１人　合計12人
「はればれ教室」通級者数　平均３～４人/日

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小学校	14 人	14 人	32 人	34 人	40 人	30 人
中学校	41 人	38 人	37 人	45 人	70 人	86 人
合計	55 人	52 人	69 人	79 人	110 人	116 人

➤不登校の理由

小学校：「親子の関わり方」「生活リズムの不調」「いじめ被害を除く友人関係」「学業の不振や頻繁な宿題の未提出」「家庭生活の変化」等

中学校：「学校生活にやる気が出ない」「生活リズムの不調」「学業の不振や頻繁な宿題の未提出」等

⑵　はればれ教室へ通級できない児童生徒への取組

通級児童生徒の在籍校と適宜連絡を取り、学校を通じてはればれ教室への通級と、はればれ教室から学校への登校を促すよう連絡を行う。

⑶　はればれ教室の運営状況

・開設時間は午前 10 時から午後３時
・午前８時 30 分には職員が出勤しているため、対応は可能
・指導員　令和６年度２人、令和７年度３人、
・臨床心理士の配置　毎週木曜日午前９時から午後５時

⑷　先進地への視察

令和７年４月 28 日（月）午後３時 30 分から

加西市　教育支援センター「ふれあいホーム」行政視察

7　委員会の活動

⑴　「はればれ教室」視察　　令和７年２月 10 日（月）午後３時 30 分から

所感

・居場所の数を増やすことで出かける機会をつくることができるのではないかとの意見もあるが、近くにあるから行くというより、近所の人に知られたくないのではないかと思うので、数を増やすことで解決することではないと考える。
・不登校の理由も多様化していることから柔軟な支援が求められる。
・理由も考え方も行動も一人ひとり違いがあり、対応もそれぞれ違っている。ひきこもりの状況を深く知るにも、個人情報の関係もあり、家庭の中まで入り込めないのが現状である、家庭の協力も大事な要素であると感じた。
・サポートルームが設置され、利用する児童生徒がいる。不登校の児童生徒たちにとって、選択肢が増えたことは、喜ばしいことである。
・教室への登録を促すことや、通級手段等の支援が必要であると考える。

・スクールカウンセラーなど心理面を支援する専門職を充実させ、対象者の心のケアを起点とした対応が必要ではないかと感じた。
・不登校は単なる「学校に行かない」問題ではなく、「どうすれば子どもが安心して自分の人生を歩めるか」という視点で捉えるべき課題である。
・不登校の子どもたちが「自分らしく生きられる」選択肢を持てるような環境づくりが、今後の課題であると考える。
・不登校児童生徒に教師がどこまで寄り添えているか。
・相談室は最低限の条件を満たしているだけで、心に悩みを抱えて相談に訪れる関係者にとって、決して十分な環境とは言えない
・相談室は倉庫の中のような環境で相談室とは言えない。向かいの喫茶室を相談室や会議室にすることを検討すべき。
・保護者の交流の場、または臨床心理士の講演会などの機会を提供することで「はればれ教室」の認知度も高まり、在籍率も上がるのではないか。
・旧しばざくら幼稚園に移転することも検討すべき。アクセスも良く、建物の広さや数、広場もあり、問題ない。
・開設時間が午前10時から午後３時となっている。職員や指導員が午前８時30分には出勤しているので、対応できるなら開設時間を早める対応をすべき。
・不登校になると学力の低下が心配である。児童生徒と出会えることを前提として、ボランティアも含めた家庭訪問による学力指導も検討すべきではないか。
・先生方の家庭訪問は児童生徒に出会って話をするだけでも大きな意義がある。

⑵　「てとて広場」視察　　令和７年３月５日（水）午後６時から

所感

・ＮＰＯ法人「てとて広場」は０歳から18歳までの子どもたちの遊びや学びの場となっている。はればれ教室とも連絡を取り合っているがニーズが違うとのこと。新たな施設の設立も期待するが、既存の施設が安定した運営ができるよう支援も必要である。
・「はればれ教室」は、学校の出席扱いになることから、どうしても勉強中心の感じが強い。「てとて広場」は勉強にこだわっていない。登録者数が、「はればれ教室」が12人だったのに対して、「てとて広場」は約50人である。不登校の児童生徒を持つ家庭からのニーズに応えているように感じた。
・運営組織がＮＰＯで資金面での課題や、行政との連携などで、苦労が見受けられた。公の行う支援策と民間が行う支援策、または協力する体制づく

りも必要だろうと感じた。

・不登校の子どもたちが右肩上がりに増える現状について、小学校に入学した１年生が顕著に変わってきている。体力、精神力ともに疲れている。

・コロナ禍を経て、幼児期における外遊びなどが減り、子ども同士のつながりがなくなっている。

・幼児期から「できる」「できない」などに分けられる社会になってきている。

・発達障害が増えているのではなく、社会が発達障害を際立たせていると思うとの言葉が心に刻まれた。

・不登校の子どもが増えている中で、このような居場所が必要であり、この１か所だけでは対応できないため、増やす方法を民間任せではなく、行政も検討すべき。

⑶　「ふれあいホーム」視察　令和７年４月28日（月）午後３時30分から

所感

・毎週水曜日が閉室となっている。この仕組みを検討してはどうか。

・相談室はホームと別の場所にあり、落ち着いて相談できると感じた。可能であれば、相談室は独立した空間の方が望ましいと思う。

・施設内では自主学習支援に加えて、創作活動、菜園活動、散歩、調理実習、夏祭りなどコミュニケーション活動にも力を入れており、子どもたちが自信を取り戻すための丁寧な関わりがなされている。

・保護者や学校との連携を一層強化し、情報提供や相談体制を充実させることで、支援に結びつく子どもたちを増やす取組が求められる。

・相談室も別室に設置されている。西脇は相談室も暗い。別の場所への移転が必要と感じた。

・不登校理由の課題解決は、小手先の対応ではなく、学校生活、家庭生活全般に係る総合的な対策が必要であると考える。

・「校内フリースクール」と「はればれ教室」のすみ分けが必要であり、それぞれの場での成果を目指すべきであると感じた。

・「ふれあいルーム」では「居場所づくり」を目的とし、学習時間を特に設けず、自主学習に留めている点が挙げられる。

・「ふれあいカフェ」が保護者の交流の場として設けられており、孤独感を抱えがちな保護者の心のケアにもつながり、結果として子どもへの支援にも良い影響をもたらすと期待されるので、西脇市においても何らかの形で実現できないかと考える。

8　事業評価と委員の意見

⑴　妥当性　4.3

社会情勢からみて実施すべき事業であり、行政が行うべきである。

⑵　有効性　3.0

事業の効果や目標の達成等、評価が難しいとの意見が多かった。

⑶　効率性　4.1

支援内容が多岐にわたるため、人員不足なら増員を考えるべき。委託はふさわしくない。

⑷　総合評価　4

不登校児童生徒が家から出る居場所として、民間の施設や校内サポートルームとも連携して、事業の継続・拡充が必要である。

9　今後の方向性

「拡充」

「はればれ教室」は不登校の児童生徒にとって安心して過ごせる居場所として大切な役割を果たしている。相談室の充実や、旧しばざくら幼稚園への移転の検討等課題はあるが、家から出て通級する「はればれ教室」の取組は拡充すべきとした。

10　各委員の総合評価

浅田康子委員長

不登校には様々な理由があり、対応も多様となる。はればれ教室は不登校の児童生徒の居場所として大きな役割を担っている。教室では学校復帰や社会とのつながりの支援が行われている。この事業の成果を数字で評価するのは困難であるが、子どもたちにとって意義のある取組であり、今後も引き続き現状の事業を継続すべきと考える。

森脇久夫副委員長

不登校児童生徒の人数が増加傾向にあり、またその原因が個々人によって異なると思われることから、対応の難しさもあって、効果の判断は非常に難しいと考える。

しかし、不登校児童生徒が社会とつながりを持ち続けるために必要な施設、施策であり、現状の通級許可人数や日々通級している人数などから、現状での継続は必要と考える。

岸本年裕委員

はればれ教室は、不登校の生徒にとって安心して過ごせる居場所として重要な役割を果たしており、生徒一人ひとりの状況に寄り添った支援が行われている点が評価できる。今後も、こうした生徒が社会とつながりを保ち、自己肯定感を育むためにも、安心できる居場所づくりの取組を継続・強化していくことが重要である。

杉本佳隆委員

不登校の子どもたちにとって安心できる学びの場となり、社会のつながりを持つための橋渡しをしている点で、非常に意義のある取組である。しかし、そこにも通えない子どもがいるという現実を考えると、支援の選択肢をさらに広げる必要がある。よって拡充を図るべきと考える。

高瀬弘行委員

施設全体が狭く老朽化が進んでおり、子どもたちの居場所づくりや環境改善のためには、抜本的な対策が必要である。具体的には、「旧しばさくら幼稚園」などへの「はればれ教室」の移転を検討する価値があると考える。特に、相談室は老朽化が著しく、プライバシーの保護が十分でない状況である。これは利用者の信頼性にも影響を及ぼすため、早急な改善が求められる。

また、人員の増員を図り、「家庭訪問」や「保護者との交流機会」の拡充など、積極的な支援体制の強化が有効と考える。さらに、不登校の保護者が最初に情報を得る手段として「インターネット検索」が挙げられるが、「はればれ教室」の情報がネット上に掲示されていない現状は改善すべきである。

高瀬　洋委員

目標を達成しようとした場合、例えば、本人の精神的な病の問題、家庭環境の問題、いじめの問題など教育委員会だけでは解決が難しい課題も多いと思う。従って、視察した「てとて広場」のような民間の団体との連携を研究しながら、当面はればれ教室としては現状のまま継続するしかないと考える。

坂部武美委員

はればれ教室を評価するとなれば、数字的には全員学校へ復帰し、通級者がゼロになるのが理想だが、不登校児童生徒が増えている現状から見て、はればれ通級者は少なくなっても、引きこもりが増えれば何も変わらない。ただし、家から一歩出て、はればれ教室に来るだけでも大きな成果だと考える。

また、各校のサポートルームに登校するとなれば、学校の門をくぐるだけでも大きなエネルギーが必要であり、学校へ来れたことは、一安心と言える

のではないだろうか。
　では、はればれ教室にもサポートルームにも来ることができない児童生徒をどのように家から出るように働きかけるのか。やはり、各学校の教師やソーシャルワーカーによる、休みがちになったり、勉強がついていけなくなったなどの不登校の兆しが見え始めた初期の段階での対応も含め、家庭訪問などによる個人や家族の理解を促すアプローチに頼るしかないのではないか。そのための人員不足が生じているのなら、増員すべきである。
　はればれ教室の環境面では、現相談室が倉庫のような状況では、相談室とは言えない。また、加西市は菜園を近くに確保し、保護者も一緒になった収穫祭やすぐ横のグラウンドでの遊びなど、交流を深めていることは、まずは、家から出て通級するという面では、成果があるのではないかと思えた。
　よって、旧しばざくら幼稚園へ変更することも検討すべきと考える。

　寺北建樹委員
　校内サポートルームの充実と並行して、適応教室のさらなる充実を図るべき。場所は変更すべき。

11　第４期西脇市教育振興基本計画　令和10年度目標値
　不登校児童生徒の学びの場の確保
　はればれ教室　在籍者数20人
　校内サポートルーム　利用人数60人

議会による事務事業評価

評価対象事業名	「はればれ」教室事業（608千円）		
所管常任委員会	文教民生常任委員会	評価者	
基本政策	未来を拓く次世代が育まれるまち		
政策	子どもを守る仕組みをつくる		
施策	いじめ対策を進めます		

事業評価

項目	評価平均	評価内容 理由（該当する項目を三段階で評価） （○）良好・すべき　（△）どちらともいえない　（×）不良・すべきでない	○	△	×
妥当性	4.3	ア）社会情勢からみて実施すべきか	8	0	0
		イ）一定の成果が上がっているか、引続き継続すべきか	4	4	0
		ウ）行政で行うべきか（税金を使うべきか）	8	0	0
		エ）他事業とサービスが重なっていないか	7	1	0
		オ）他自治体と比べサービスの対象、内容が適切か	1	6	1
		カ）市民全員のためになっているか	3	5	0
有効性	3.0	ア）前年以前と比較し、事業効果は上がっているか	0	8	0
		イ）事業目標が達成できているか	0	0	8
		ウ）目標が達成可能な事業であるか	1	7	0
		エ）目標が低く設定されていないか	1	7	0
		オ）職員や外部からの人材活用が十分なされているか	2	6	0
		カ）環境を保全する配慮がなされているか	－	－	－
効率性	4.1	ア）コスト削減を考えたとき、実施方法は適切か	5	3	0
		イ）提供するサービスの質を考えたとき、実施方法は適切か	3	5	0
		ウ）地域、民間業者等に委託することが望ましくないか	6	2	0
		エ）事業に投入された人員は適切か	1	6	1
		オ）事業の合理化は図られているか	－	－	－
		カ）受益者負担等は適切か	－	－	－

総合評価	4	（事業評価に対する特記事項及び今後の方向性の理由） 総合評価及び各委員の意見は本文のとおり

今後の方向性		
※単年度事業以外はその理由を総合評価に対する特記事項に記載	○	拡充
		現状のまま継続すべき
		見直しのうえ継続すべき
		事業単位を見直し （統廃合・縮小のうえ継続）
		廃止

評価指標	
5	極めて高い
4	高い
3	普通
2	低い
1	極めて低い

令和６年度
事務事業評価報告書

評価対象事業名：空き家等対策推進事業

令和７年９月

総務産業常任委員会

評価対象事業名：空き家等対策推進事業

１　事業の目的

人口減少や既存住宅の老朽化に伴い、空き家等が年々増加している。適切な管理が行われていない場合は、地域住民の住環境に悪影響を及ぼす場合がある。本事業は、地域住民の住環境の保全を図り、適切な管理及び活用を促進していく。

２　計画等の位置づけ

⑴　総合計画の位置付け

「第２次西脇市総合計画　基本構想・前期基本計画」

第３章：安全で快適な生活基盤が整うまち

政策８：快適な住まいづくりを進める

施策３：空き家・空き地を適正に管理します

⑵　施策体系へ事業の位置付け

関連計画

「住生活基本計画」

「空家等対策計画」

３　事業概要

⑴　実施年度

平成29年度から実施

⑵　予算額

空き家等対策推進事業　　令和６年度　17,896千円

（空き家等調査業務委託料　　6,050千円）

（空き家活用支援事業補助金　11,255千円）

⑶　事業内容

・空き家データベースの整備・更新

・空き家所有者の特定調査

・空き家の活用支援

・適切な管理が行われていない空き家所有者への指導等

・空き家所有者への活用の啓発

・空き家所有者への除却の啓発

空 き 家 等 対 策 推 進 事 業 実 績

事業名			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
空き家再生等推進事業補助金		件			1						1
		千円			1,500						1,500
空き家活用支援事業補助金	県直接	件					2	4	3	2	11
		千円					2,900	6,750	4,500	2,500	16,650
	市随伴	件	1	2					4	3	10
		千円	2,095	3,343					8,670	6,940	21,048

※H29、30年度は総務費 地方創生関連事業

４　調査概要

・令和６年８月１日　総務産業常任委員会
令和６年度事務事業評価対象候補事業を「空き家等対策推進事業」に決定

・令和６年９月９日　総務産業常任委員会
担当課から事業内容と取組の現状を聴き取り
令和６年８月31日現在　空き家 953件
老朽度50未満　526件（73％）
老朽度50以上 100未満 141件（20％）
老朽度 100以上　52件（７％）

・令和７年１月９日　総務産業常任委員会
空き家等対策推進事業の評価に向けて具体的な取組を決定

・令和７年２月６日　総務産業常任委員会
空き家等対策推進事業について（担当課聴き取り・調査）
空き家特区（嶋地区、芳田地区）の現状把握
○　嶋地区の空き家
５件（住宅２件、店舗３件）
○　芳田地区の取組
10件（住宅９件、店舗１件）

・令和７年４月３日　総務産業常任委員会協議会
空き家特区（芳田自治協議会）の現地調査を決定

・令和７年５月１日　総務産業常任委員会協議会
空き家特区（芳田自治協議会）の現地調査に向けて質問事項を確認

・令和７年５月７日　空き家対策プロジェクト活動　現地調査
「芳田地区における空き家特区の現状」
芳田自治協議会、一般社団法人まち・ヒト・未来創造研究所
ところ　芳田ふれあい館
○　自治協議会における空き家特区の位置付け
芳田自治協議会の活動の一環として、芳田地区における空き家対策に取り組まれている。

○　目標、現段階での成果

プロジェクト委員会は2022年５月から開催し、実際の売買等での連携者として司法書士、行政書士、耐震診断設計士、不動産鑑定士、税理士などと連絡が取れる体制を整えている。2025年３月現在で、実際に空き家を住居に活用した件数が８件、現在、具体的に話が進んでいる空き家が４件ある。

○　ＰＲの仕方とコンセプトについて

芳田地区でイベント（いちごの里親子マラソン、防災キャンプ、ふれあいフェスタ、イルミネーション、交流農園、カブトムシ養殖）の開催やＨＰ・インスタグラムの情報発信で芳田地区の良さを知ってもらう。

○　課題について

◇賃貸の要望は多いが持ち主は売却の意向で、マッチングが難しい。

◇廃屋に近い空き家は解体し、更地にして家屋を建てるようにしたい。
そのためには解体補助費が必要である。

◇自治協だけでやれることは限られている。公的支援が必要である。

・令和７年６月６日　総務産業常任委員会　協議会
空き家対策プロジェクト活動についての意見交換

・令和７年６月16日　総務産業常任委員会
令和６年度事務事業評価対象事業を「空き家等対策推進事業」に決定

・令和７年７月９日　総務産業常任委員会

５　成果及び課題

日本では年々増え続ける空き家が社会問題となっている。その背景には、少子高齢化や人口減、相続、老朽化など、様々な理由が絡み合っている。国土交通省が2024年４月に公開した「住宅・土地統計調査」の全国の空き家総数は、 899.5万戸となり、過去最多になった。

空き家が引き起こす問題として、治安の悪化や火災リスクの増大、衛生上・景観上の問題、近隣家屋への損害のリスク、土地の機会損失などが指摘されている。この間、国土交通省において課題解決に向け、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の制定や空き家対策総合支援事業を実施している。

西脇市においては、平成27年度から空き家調査が始まり、事業としては平成30年度からの空き家再生等推進事業（ 150万円）が中心となったが、予算執行されない年も多々あった。令和５年度に空き家活用支援事業（ 867万円）が予算化され、新しい取組ができた。そして、令和６年度では空き家等の調査に 605万円、空き家の改修費用助成に 1,125万円が予算化され、事業としては充実しつつある。

６　事業評価

⑴　妥当性：4.6

事業の妥当性としては、全ての委員が社会情勢から、行政で行うべき事業であり、市民全員のためになっている事業と認識しており、事業が必要と考えている。

その中での課題は、他の自治体と比較して事業展開が遅れているとの指摘が多かった。

⑵　有効性：4.0

前年以前よりは事業の効果は上がっていると多くの委員は認識しているが、目標が達成できているとは言い難く、職員や外部からの人材活用が充分でないという委員が多くを占めた。

⑶　効率性：3.4

特に課題が多いと指摘した項目は、実施方法と事業に投入された人員についてであり、今後様々な事業を展開することと事業に対しての人員配置が必要という指摘が多い。

⑷　総合評価：４

空き家問題は日本が抱えている少子化と高齢化が表面化し、建物に現れた課題であり、市としても積極的に取り組んでいる。しかし、空き家の発生はスピード化し、毎年件数が増えており、事業の目的を達成する地点までには至っていない。政策を実施する点においては、解決に向けた事業がまだまだ必要であり、それを実施するための人材活用が充分でない。

7　今後の方向性

⑴　地域に即した施策が必要であり、その場合の市の支援体制が重要である。

⑵　空き家解体費の補助制度を設ける。

⑶　活用しやすい空き家が多いエリアには、リフォーム補助や引っ越し補助策を作る。

⑷　空き家担当課の人員を拡充する。

⑸　空き店舗の活用と誘致を促進するための事業を実施する。

⑹　空き家の賃貸制度を促進する。

⑺　公民連携を進める。

8　各委員意見

〇村井正信委員長

空き家対策は、社会情勢から見て実施すべき事業である。令和６年度は空き家改修費用 1,125万円が中心の事業で積極性に欠ける（令和７年度予算では改善されている）。

課題は二つある。一つ目は、空き家の解体を進め、空き地に建物を建てる誘導策を作ることと空き店舗への利用を進める政策の推進を行うこと。二つ目は、芳田地区で取り組まれている空き家対策のように、市が地区単位で空き家対策を取り組めるように政策を展開し、地域が独自でできないことは、市がバックアップし、それぞれの地域での特徴のある空き家対策を進めることが大切である。

〇藤原秀樹副委員長

今後、西脇市の大きな問題となるのがこの空き家問題。人員も増やし、最も力を入れていかなければならない。現在も移住推進など工夫され、評価できる。今後、居住誘導地域には、空き家解体の補助創設、若者子育て世代への住宅建設補助、その他は空き家活用補助が必要と考える。居住誘導地域は、空き家が解体されると民間の力で 2,000万円前後の家が建ち、子育て世代が増加傾向にある。その他の地域では、京阪神などから手頃な空き家を活用した移住が見られるため、地域に応じた補助が必要と考える。

○藤原哲也委員

空き家対策における多角的な取組、特に実態把握から発生予防、危険空き家の除去、利活用促進までの一連の施策は高く評価できる。

・事業の評価

空き家バンクへの登録促進や改修支援といった取組は、空き家に新たな価値を生み出し、安心なまちづくりに大きく貢献している。

・予算の妥当性と今後の展望

予算面では、実態把握に不可欠な空き家調査業務委託料 605万円は適切な投資である。また、移住・定住促進につながる空き家活用支援事業補助金 1,125万円は今後も必要な支援策であり、さらなる制度拡充が望まれる。

○藤原桂造委員

空き家対策推進事業は、妥当性及び有効性の面では評価に値するものであるが、解体費の一部助成や空き家バンクの積極的登録の推進など、まだまだ事業として拡充する必要があると考える。また、効率性においては担当部署の人員が少ないのではないか。

○吉井敏恭委員

空き家の問題は、所有者等が自らの責任において対応することが前提であるが、特定空き家に認定されていない空き家であっても、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。空き家ごとに様々な経緯や理由があり、問題解消が一向に進んでいない。現人員（体制）では、空き家の現状把握すら困難ではないか。高齢者世帯が多く、空き家の年々増加は明らかである。人員を拡充して事業を推進すべきである。

○村岡栄紀委員

賃貸物件としての空き家活用のさらなる啓発と、老朽危険空き家等の除去費用の一部補助を検討すべき。

○東野敏弘委員

本事業は空家等対策計画に基づき、空き家の実態を把握するとともに、空き家の発生予防、危険空き家の除却等の適切な措置を講じるために行われて

いる。西脇市にとって、大変重要な事業であり、民間の活力も導入しながらも、継続して行うべき事業である。ただ、空き家の利活用支援とともに空き家の除却に対する支援が必要であると考える。

○林　晴信委員

　各地域に合った施策が必要。古い空き家が多く、解体して更地になれば家が建つようなところには解体費補助で促進する。比較的利便性の高い新しい空き家が多いエリアにはリフォーム補助や引っ越し補助、若者に特化した支援策などを提示する。空き店舗対策や誘致は現行の取組をさらに充実させてほしい。

議会による事務事業評価

評価対象事業名	空き家等対策推進事業（17,896千円）		
所管常任委員会	総務産業常任委員会	評価者	
基本政策	安全で快適な生活基盤が整うまち		
政策	快適な住まいづくりを進める		
施策	空き家・空き地を適正に管理します		

事業評価

項目	評価平均	評価内容 理由（該当する項目を三段階で評価） （○）良好・すべき　（△）どちらともいえない　（×）不良・すべきでない	○	△	×
妥当性	4.6	ア）社会情勢からみて実施すべきか	8	0	0
		イ）一定の成果が上がっているか、引続き継続すべきか	6	2	0
		ウ）行政で行うべきか（税金を使うべきか）	8	0	0
		エ）他事業とサービスが重なっていないか	7	1	0
		オ）他自治体と比べサービスの対象、内容が適切か	2	5	1
		カ）市民全員のためになっているか	8	0	0
有効性	4.0	ア）前年以前と比較し、事業効果は上がっているか	7	1	0
		イ）事業目標が達成できているか	0	8	0
		ウ）目標が達成可能な事業であるか	8	0	0
		エ）目標が低く設定されていないか	6	2	0
		オ）職員や外部からの人材活用が十分なされているか	2	6	0
		カ）環境を保全する配慮がなされているか	－	－	－
効率性	3.4	ア）コスト削減を考えたとき、実施方法は適切か	7	1	0
		イ）提供するサービスの質を考えたとき、実施方法は適切か	0	8	0
		ウ）地域、民間業者等に委託することが望ましくないか	7	1	0
		エ）事業に投入された人員は適切か	0	1	7
		オ）事業の合理化は図られているか	1	5	2
		カ）受益者負担等は適切か	4	4	0

総合評価	4	（事業評価に対する特記事項及び今後の方向性の理由） 総合評価及び各委員の意見は本文のとおり

今後の方向性		
※単年度事業以外はその理由を総合評価に対する特記事項に記載	○	拡充
		現状のまま継続すべき
		見直しのうえ継続すべき
		事業単位を見直し （統廃合・縮小のうえ継続）
		廃止

評価指標	
5	極めて高い
4	高い
3	普通
2	低い
1	極めて低い